

令和8年度 シティプロモーション事業 御前崎市シティプロモーション動画制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領兼募集要項

1. 件名 令和8年度 シティプロモーション事業 御前崎市シティプロモーション動画制作業務委託

2. 目的

この要領及び要項は、御前崎市シティプロモーション動画制作業務（以下、「本業務」という。）を委託するに当たり、適切な業務遂行能力を有した受託事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、選定するために必要な事項を定めるものである。

3. 業務概要

- (1) 業務内容 別紙「令和8年度 シティプロモーション事業 御前崎市シティプロモーション動画制作業務仕様書」のとおり
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月1日まで
- (3) 実施場所 御前崎市内
- (4) 納入場所 御前崎市企画政策課
- (5) 提案限度額 3,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがあった者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てがあった者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定がされた者を除く。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 御前崎市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成16年御前崎市告示第76号）第2条第1項に規定する入札参加停止の期間中の者でないこと。

5. スケジュール

項目	日程
公募型プロポーザルの公告	令和8年4月13日（月）
質問書の提出期限	令和8年4月27日（月）午後5時必着
質問に対する回答	令和8年5月1日（金）
提案意向申出書受付期限	令和8年5月7日（木）正午必着
提案者要件確認結果通知書	令和8年5月11日（月）
プロポーザル提案書等の提出期限	令和8年5月14日（木）正午必着
一次審査（書類等審査）※	令和8年5月14日（木）
一次審査結果通知 ※	令和8年5月21日（木）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年5月26日（火）午後予定

二次審査結果の通知及び公表	令和8年5月31日（金）
契約締結	令和8年6月上旬予定

※一次審査（書類等審査）は、6者以上からプロポーザル提案書等の提出があった場合のみ実施

6. 提案意向申出書の提出と参加資格審査

本プロポーザルへの参加を希望するものは、参加資格を有することを証明するため、下記のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類 ※各1部

- ア 提案意向申出書（様式第1号）
- イ 登記簿謄本（写し可）（発行後3か月以内のもの。法人に限る。）
- ウ 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）
- エ 税金の未納がないことを証明する書類
（法人の場合：法人税又は消費税の納税証明書その3の3（写し可）等）
（個人の場合：所得税又は消費税の納税証明書その3の2（写し可）等）

(2) 提出方法

郵送又は持参（提出期限内必着）

(3) 提出期限

令和8年5月7日（木）正午必着

※持参による場合の受付は、土・日曜、祝日を除く。

※期限後の提出は受け付けない。

(4) 提出先

〒437-1692

静岡県御前崎市池新田5585番地

御前崎市企画政策課 シティプロモーション推進室

(5) 参加資格の確認等

4. 公募型プロポーザル参加資格に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年5月11日（月）までに提案者要件確認結果通知書（様式第2号）を提案意向申出書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知するほか、書面にて送付する。

7. 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（任意様式）

(2) 提出方法

電子メール（提出期限内必着）

※ 件名は「令和8年度 御前崎市シティプロモーション動画制作業務質問」とすること。

(3) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時必着

(4) 提出先

御前崎市企画政策課 シティプロモーション推進室 (citypro@city.omaezaki.shizuoka.jp)

(5) 回答方法

令和8年5月1日（金）までに、御前崎市ホームページ上に掲載し、個別での回答はしない。

(6) 注意事項

電話・口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けられないので注意すること。

8. プロポーザル提案書等の提出

プロポーザル提案書は、提案意向申出書を提出し、審査の結果、参加資格があると認められた事業者のみ提出ができる。

(1) 提出書類等

ア プロポーザル提案書（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

※企画提案書に記載すべき事項は、「当該仕様書」及び「別表1（作業要領）」の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法などを具体的に記載すること。なお、記載に当たっては、「別表1（作業要領）」①～⑩の順に沿って提案書に記載すること。

ウ 見積書（任意様式）

- ・金額（消費税及び地方消費税を含む。）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。
- ・積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

エ 動画作品実績データ（1点のみ）

※動画作品実績データの提出は任意とする。

なお、当該データはプレゼンテーションにおける説明補足としての活用を想定しており、提出の有無によって評価点に影響を与えるものではない。

- ・提出する動画作品実績データは、再生時間5分以内の作品を電子媒体（USBを除く）に収納すること。
- ・動画作成実績データは、提案者が特定される項目を含めないこと。

(2) 提出方法及び提出部数

紙媒体で正本1部、副本7部、及び電子媒体（USBを除く）で郵送又は持参により提出すること。

※副本については、提案者を特定できないようにすること。

※電子媒体はUSBの使用は不可とする。

(3) 提出期限

令和8年5月14日（木）正午必着

※持参による場合の受付は、土・日曜、祝日を除く。

※期限後の提出は受け付けない。

(4) 提出先

〒437-1692

静岡県御前崎市池新田5585番地

御前崎市企画政策課 シティプロモーション推進室

(5) その他

ア プロポーザル提案書等提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

イ 提出書類等は、返却しない。

ウ 提出書類等は、委託事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、御前崎市情報公開条例

(平成 16 年御前崎市条例第 9 号) 第 5 条に基づき公開請求があったときは、同条例第 6 条の規定により公開しないことができる情報があったときは、同条例第 6 条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。

エ 提案意向申出書を提出しても、提出期限までにプロポーザル提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

9. 審査方法等

(1) 審査方法

ア プロポーザル提案書等の審査は、「御前崎市プロポーザル実施要綱」に基づき設置した選定委員会が審査項目及び評価基準をもとに審査を実施する。なお、6 者以上からプロポーザル提案書等の提出があった場合は、提出書類等に基づく一次審査を実施し、上位 5 者を二次審査の対象としてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

なお、プロポーザル提案書等の提出者が 6 者に満たなかった場合は、一次審査を実施しない。一次審査を行った場合は、審査結果を提案者全員に通知する。

イ 提案者が 1 者のみの場合でも選定委員会によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その提案内容が最低基準点（各委員の評価点の平均点数が満点の 60%）を満たすと認められる場合は、その提案者を契約候補者として選定する。なお、最低基準点以上の者がいなければ、受託候補者の選定は行わない。

ウ 本プロポーザルに参加した他の提案者の情報、審査結果、評価点は公表せず、審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみ通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日時・場所等

実施日は令和 8 年 5 月 26 日（火）午後（予定）とし、開始時間、場所、（一次審査を行った場合は審査結果の通知）とあわせて通知する。またプレゼンテーション等の順番は、プロポーザル提案書の提出があった順とする。

イ 実施時間

1 者あたりの実施時間は、プレゼンテーションは 20 分以内、ヒアリングは 10 分程度とし、準備時間を含め合計約 30 分とする。ただし、ヒアリングについては持ち時間を延長する場合がある。

※一次審査を実施しない場合は、プレゼンテーションに、8（1）エで提出した動画作品の再生を含めること。

ウ 参加人数

3 人以内

エ 使用機器

プレゼンテーションに必要なパソコン等の資機材は提案者で用意するものとする。ただし、モニター（HDMI ケーブル含む）は本市で用意する。

オ その他

プレゼンテーションでは、プロポーザル提案書の内容を補完するために、プロポーザル提案書に準じた投影資料や試作動画データ等の使用を認める。

審査会は非公開とする。ただし、御前崎市職員は例外とし、内容の録画又は録音ができるもの

とする。

10. 契約候補者の選定等

(1) 契約候補者の選定

- ・最優秀提案事業者は、選定委員会における審査に基づき、各委員の評価点の合計が最も高い提案者を選定する。なお、合計点が同点となった場合は、別表2（審査項目と評価基準）のうち「企画・技術提案に関する項目」の合計点が最も高い提案者を最優秀提案事業者とする。さらに、当該合計点も同点となった場合は、当該項目においてより高い評価を付した委員の数が多い提案者を選定する。
- ・市長は、選定委員会において選定された最優秀提案事業者を契約候補者として決定する。

(2) 審査結果の通知

提案者全員に対し、プロポーザル提案書の審査の結果を結果通知書（様式第6号）により通知する。なお、契約候補者として決定されなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から7日以内に企画政策課に説明を求めることができる。ただし、審査内容及び審査結果に対する異議は受け付けない。

(3) 契約締結交渉

契約候補者となった者と市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった者と契約交渉を行う。

(4) 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に、次の項目を本市ホームページ上に公表するものとする。

ア 最優秀提案事業者（契約候補者）名並びにその提案金額と評価点

イ 全提案事業者の名称

ウ 全提案事業者の評価点及び順位付け

最優秀提案事業者（契約候補者）以外は記号（アルファベット）表示

エ 審査項目・基準、配点

オ プロポーザル選定委員会委員の役職名

カ その他必要な事項

※選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開するため、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け、競争性を向上させる趣旨から、イ「全提案事業者の名称」とウ「全提案事業者の評価点及び順位付け」との対応関係を明らかにしないこととする。

※応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については、ア「最優秀提案事業者（契約候補者）名並びにその提案金額と評価点」を公表し、イ「全提案事業者の名称」は公表しないこととする

11. 失格事項

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1 2. その他

- (1) プロポーザル提案書等の作成・提出に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (3) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本市に帰属する。
- (4) 提案者は、この実施要領に同意したものとみなす。

1 3. 担当課（書類提出及び問合せ先）

御前崎市企画政策課 シティプロモーション推進室

〒437-1692 静岡県御前崎市5585番地

TEL 0537-85-1161

メール：citypro@city.omaezaki.shizuoka.jp

別表1 (作業要領)

審査項目	概要	チェック項目	チェック欄
事業者に関する項目	① 事業者の概要・実績	○ 会社概要（組織体制、所在地、担当者 等） ○ 本業務に類似・参考となる業務実績 →本業務に適合する実績であることを明確に記載	<input type="checkbox"/>
	② 業務実施体制	○ 業務実施体制（責任者・担当者・役割分担） ○ 外部連携体制（必要に応じて）	<input type="checkbox"/>
	③ 業務実施方針・スケジュール	○ 業務全体の進め方（実施手順） ○ スケジュール（工程表） ○ 円滑な遂行に向けた工夫	<input type="checkbox"/>
企画・技術提案に関する項目	④ 動画活用・展開方法	○ 活用方針及び媒体別の展開方法 ○ イベント等における活用及び視聴促進の取組 ○ 継続的な運用及び目的達成に資する提案	<input type="checkbox"/>
	⑤ 本業務の理解・基本コンセプト	○ 本業務の目的・制作方針・コンセプト ○ 目指す効果のイメージ	<input type="checkbox"/>
	⑥ 企画提案内容（動画の構成・内容）	○ 全体構成（ストーリー設計） ○ 御前崎市の魅力の打ち出し方ターゲット設定・訴求内容 ○ 来訪意欲を高める工夫	<input type="checkbox"/>
	⑦ 表現・技術提案	○ 撮影手法（ロケーション、映像演出 等） ○ 編集・音響・演出方法 ○ 視認性・訴求力を高める工夫	<input type="checkbox"/>
創意工夫に関する項目	⑧ 創意工夫・独自提案	○ 他自治体との差別化ポイント ○ 視聴意欲を喚起する仕掛け ○ 独自性のある提案内容	<input type="checkbox"/>
	⑨ 業務への取組意欲	○ 本業務への意気込み ○ 地域理解・関与姿勢	<input type="checkbox"/>
	⑩ 書式等	○ 原則、用紙はA4版とし、各ページにページ番号を付与すること。なお、資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして閉じこむこと。 ○ フォントサイズは、10.5pt以上とし、写真やイラストを活用するなど、読みやすさ及び伝わりやすさに留意すること。 ○ プロポーザル提案書（副本）は、提案者を特定できないようにすること	<input type="checkbox"/>

※企画提案書の記載に当たっては、①～⑩の順に沿って提案書に記載すること。

別表2（審査項目と評価基準）

審査項目	評価基準	配点
事業者に関する項目	<u>本業務委託の参考となる業務実績の内容等が、委託先として期待できるか。</u>	10
	<u>業務実施上必要な体制が十分に取られているか。</u>	10
	<u>業務実施手順が的確かつ業務スケジュールについて円滑な業務遂行が可能な工程となっているか。</u>	10
企画・技術提案に関する項目	制作した動画を活用し、認知向上や来訪促進、移住・定住につなげるための具体的かつ実効性の高い展開方法が提案されているか。 媒体別の活用方法、ターゲット設定、運用方針等が明確であるか。	40
	<u>本業務の目的と目指す効果のイメージが明確にあるか。また、本業務の趣旨・目的を十分に理解した制作方針・コンセプトとなっているか。</u>	20
	全体のコンセプトや構成は、シティプロモーション動画として、御前崎市の特徴・魅力が伝わる内容が提案されているか。	25
	動画の企画内容は、本市の特徴・魅力を十分に引き出し、来訪意欲を高めるような内容になっているか。	25
	本業務に対する取組み意欲が強く感じられたかどうか。	10
	実績の動画作品が、動画として、見やすさ・訴求力等に優れているか。	10
参考見積価格に関する項目	<u>提案限度額内に収まっているか（※）</u>	10
創意工夫に関する項目	訴求力の高い内容にするための工夫や動画を見たいと思わせるような仕掛けがあるか。	10
	本市の魅力を十分に伝えることができる撮影手法や音響効果が採用されているか。	10
	本業務の目的を達成するための独自性のある創意工夫がされた企画提案内容となっているか。	10
合計		200

- ・ 下線で示す評価内容は、一次審査の対象とする。
- ・ (※) で示す評価内容は、その要件を満たさない場合、失格とする。